

番 号	3-13	受付年月日	令和3年11月2日
件 名	陳情書 農地・農業用施設等の災害復旧事業等に係る町の支援制度の改善をお願いする件	陳 情 者	布沢区長 小林 幸夫 坂田区長 馬場 正一 塩ノ岐区長 五十嵐利明
紹介議員		付託委員会	経済文教常任委員会

## 陳情全文

令和3年11月2日

只見町議会議長 大塚 純一郎 様

布沢区長 小林 幸夫  
坂田区長 馬場 正一  
塩ノ岐区長 五十嵐利明

### 陳情書

農地・農業用施設等の災害復旧事業等に係る町の支援制度の改善をお願いする件

#### 【陳情要旨】

農地等災害復旧事業に対する支援にあたり末端集落の立地環境等に配慮し、只見町公共事業補助金交付規則等の抜本的見直しをお願いする件

平素は、町勢進展にご尽力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、本町は急速な高齢社会化を伴う終わりの見えない人口減少が続いています。このような中で、集落機能の衰退など農業生産のほか水源のかん養、集落景観の形成保全や伝統文化の継承といった多面的機能の発揮が厳しくなっています。

特に、集落農業は農業者の激減と高齢化が進み、大規模農業者の受託によって辛うじて支えられているのが実情です。更に近年は、地球規模の気候変動による洪水、豪雪などにより農地、農業用施設への被害が頻繁に発生し集落農業の維持に重大な影響を与えるようになりました。

このような中で、私たちの三集落においては、国道沿線の集落とは地理的条件が異なることから災害が発生するたびに受益者負担金の捻出に苦慮する事態となっています。

町当局におかれましては、農地や農業用施設の災害に対し手厚い支援策を講じられ長い間その恩恵に浴してきましたが、集落や農業を取り巻く環境が大きく変化し『限界集落』『消滅集落』が心配される今日、その支援策は末端集落の実態に即さなくなっています。

つきましては、人口が比較的にかつた時代に創られた現行の支援策を町内それぞれの集落の立地環境にあわせ、下記の点について抜本的な改善をお願いしたく関係集落連署をもって陳情いたします。

### 記

#### ■諸規則等の見直しのお願い

1、只見町公共事業交付規則の改善について【別表（第2条関係）】

#### ■別表、事業の欄 1 農地、農業用施設事業の区分『農地、農業用施設災害復旧事業』の『補助対象基準』の改善について

- ① かつての農地、農業用施設の災害復旧事業は、そのほとんどを町が事業主体となって施工され、本制度が適用される災害は、集落単位又は農業団地毎に、受益者による普請的な作業で対応できる極めて小規模な災害を支援する制度でした。

国から激甚災害法の指定を受けない災害全てが、本制度を適用されることになれば、農業生産団地が分散している集落は受益者負担が多額となり対応できないばかりか集落農業の維持継続さえも困難となります。

- ② 結果として、別表、事業欄 2 土地改良事業の認可外事業 3 『農業用施設の新設、改良、補修等に要する工事費が 10 万円以上の事業であって、町長が認めたもの』が適用されています。本制度は災害支援の制度ではありません。
- ③ 三集落は、伊南川沿線集落のように『一集落一水路』ではありません。河川に沿って、農業団地が分散し団地毎に水路を有し、耕作者の激減と高齢化の中で一律補助では、せつかくの支援策も活用できません。
- ④ 集落全体で負担する案や中山間地域等直接支払制度の交付金を充当できないかといった提案もありますが、所有地も耕作地も持たない区民に事業費の負担を強いることはできません。中山間地域等直接支払制度については、それぞれの集落が非農家も参加して独自の集落活性化計画等をもって取り組んでいる事業であり、その余裕はありません。末端集落の立地環境に配慮した新たなシステムの構築をお願いします。
- ⑤ 更に、高齢により離農された地権者に受益者負担金を課すことも大規模受託農業者に課すことも困難です。特に、受託農業者に受益者負担をお願いすれば使用貸借契約を解除される可能性があります。

以上のような状況下にありますので、改正にあたっては、只見町土地改良事業分担金徴収条例（別表第 2 条関係）「町単独補助事業」の「農地、農業用施設災害復旧事業」の備考欄に定める要件を準用した改正と、併せてその改正が、令和 3 年度災害から適用されますようお願いいたします。

■別表、事業の欄 1 農地、農業用施設事業の区分『農地、農業用施設激甚災害復旧事業』の『補助対象基準』改善について

- ① 本制度については、平成 29 年 7 月 18 日豪雨災害において、全町の被災農地等が適用されました。当時担当課から、国の激甚災害法に基づく指定を要件とするものではなく、町長が「国が指定する災害に匹敵する災害」と認めた場合の事業である旨の説明を受けましたが、本年度布沢区に対する町の回答では、「国が激甚災害法に基づき指定した災害の内、国県の補助対象とならない小規模災害に限って適用する」との方針を示されました。  
しかし、平年ベースの融雪災害や豪雨災害による局地的な災害であっても、被害規模が大きく当該被害が集落農業の維持継続上極めて大きな影響を与え、かつ受益者負担金等集落の負担能力等を勘案し『激甚災害の被害』と判断した場合に本制度を適用するとした当時の担当課の説明は、本町農業を守ろうとする意志が伝わり極めて的を得た説明であり理解できます。
- ② 今後、本制度が国が激甚災害に指定しない限り適用されないことになれば、平年の融雪災害等の局地的な大規模災害は当該団地の耕作放棄や集落農業の規模縮小につながる懸念されます。  
更に、本制度が適用された事業とされない事業との間に大きな格差が生じることは明らかです。

以上今日の農業を取り巻く厳しい環境を踏まえつつ、農業者の負担能力、集落農業の持続性確保、各災害復旧支援事業間の格差是正の観点から本制度の弾力的な運用と『補助対象基準』の解釈に齟齬が生じないよう明確な定義づけをお願いします。

## ■ その他農地、農業用災害復旧事業に対する支援施策の問題点について

### 1、集落発注方式について

- ① かつて主要な農地等災害復旧事業は、町が事業主体で行われてきましたが、近年は集落等が事業主体となる補助事業が主流となってきました。人口減少と高齢化の中で集落発注方式には限界があります。一定のルールをもって限定的にして欲しいと思います。
- ② 平成 29 年 7 月 18 日の豪雨災害では、町内業者のほとんどが国、県、町の事業を受注しており集落事業は一部大きな事業を除き受注していただけませんでした。一方、町からは地元業者発注と言われ、散々業者探しをしたあげく、ようやく町外業者発注が認められ、現地検討、工法決定、見積依頼という段取りとなり、この間時間がかかり集落役員の対応は容易ではありません。
- ③ 更に、見積書を町に提出後、事業費や工法の変更などを指摘されると再度現地調査による工法見直しなどを経て、着工までに多くの時間と労力を要し集落負担が過重過ぎます。
- ④ 橋梁については、河川法 24 条（河川占用許可） 26 条（工作物の新築、改築、除却）の許可申請について集落対応を強いられました。専従職員も技術力もない集落に対応させることは避けて頂きたいと思います。集落役員の対応能力の限界を超えていますし、費用弁償の捻出にも苦慮しています。
- ⑤ 集落発注事業に対する行政の支援は欠かせません。技術支援、関係法令の許認可関係など、集落に寄り添った対応を切にお願いします。
- ⑥ 事業費が高い安いは、設計書や設計単価表を持たない集落にとっては業者と行政の間に挟まれ苦慮します。基準のない中で見積業者から断られれば、集落としては説明根拠がなく指摘を受けた後の調整に時間がかかります。

以上の理由から、「集落発注方式」は、最近では役員のなり手が無い一要因にもなってきましたので、一定のルールの下で限定的にされるようお願いいたします。

### 2、只見町公共事業補助金交付規則など各種支援制度の見直しについて

農地災害復旧事業に限らず、町民生活に直結する公共事業の支援措置が定められている只見町公共事業補助金交付規則等が、今日の人口減少と高齢化、自治能力減退進む中で実態に即しているか、多様な角度から点検し改善されますよう切に願います。